

平成 3 1 年
第 5 回那須塩原市教育委員会
定例会 会議録

那須塩原市教育委員会

- 期日：平成 3 1 (2 0 1 9) 年 3 月 2 5 日 (月)
- 会場：那須塩原市役所本庁舎 3 F 3 0 3 会議室

那須塩原市教育委員会定例会

1 期日

- 平成31(2019)年3月25日(金)
 - ・開会：午後 1時30分
 - ・閉会：午後 3時00分

2 会場

- 那須塩原市役所 本庁舎 3F 303会議室

3 出席委員

- 教育長 大宮司 敏夫
- 委員 大澤 真弓
- 委員 神島 仁誓
- 委員 臼井 祥朗
- 委員 田村 伸之

第3回定例会会議録署名委員

- ・田村 伸之 委員
- ・大澤 真弓 委員

第4回臨時会会議録署名委員

- ・大澤 真弓 委員
- ・神島 仁誓 委員

4 説明のため出席した事務局職員

- 教育部長 小泉 聖一
- 教育総務課長 平井 克巳
- 学校教育課長 小泉 秀夫
- 生涯学習課長 室井 勉
- スポーツ振興課長 織田 康

5 事務局職員

- 教育総務課長補佐 北村 議徳
- 学校教育課長補佐兼学校支援教職員係長 渋井 尚子
- 教育総務課総務係長 菊地 直路
- 教育総務課給食係長 小高 久美

6 傍聴人

- なし

7 教育長報告

- 非公開

8 付議事件

- 議案第1号 平成31年度那須塩原市学校給食運営方針について (教育総務課) ...可決
- 議案第2号 那須塩原市・那須町採択地区協議会委員の指名について (学校教育課) ...可決
- 議案第3号 那須塩原市公民館条例施行規則の一部改正について (生涯学習課) ...可決
- 議案第4号 那須塩原市那須野が原博物館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の制定について (生涯学習課) ...可決
- 議案第5号 那須塩原市田舎ランド鳴内に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の制定について (生涯学習課) ...可決
- 議案第6号 那須塩原市スポーツ推進委員の委嘱について (スポーツ振興課) ...可決

- 報告第1号 全日本小学生ソフトテニス選手権大会補助金交付要綱の制定について (スポーツ振興課)
- 報告第2号 那須塩原クリテリウム・那須ロードレース補助金交付要綱の一部改正について (スポーツ振興課)
- 報告第3号 区域外就学及び指定校変更について (学校教育課)
- 報告第4号 平成30年度準要保護児童生徒の認定について (学校教育課)

■ 会議録

1 開会

- 午後 1 時 30 分、大宮司教育長が平成 31 年第 5 回那須塩原市教育委員会定例会の開会を宣言する。
それでは、平成 31 年第 5 回那須塩原市教育委員会定例会を開会いたします。
次第に従いまして進めさせていただきます。

2 教育長挨拶

- 大宮司教育長
3 月も残すところあと僅かとなり、季節もにわかに春めいてまいりました。
小中学校・義務教育学校の入学式の時期には、桜の花が見頃になることを期待しております。
前は臨時会を開催させていただきました。御審議いただいた案件につきましては、滞りなく事務を進めております。
なお、本会の開会前に、任期満了となりました神島委員に、改めてこの重責を担っていただきたく、片桐副市長から任命書の交付がございました。
年度が切り替わる時期となりましたが、本市教育行政が滞りなく執行できましたこと、教育委員皆さまの御協力の賜物でございます。この場をお借りいたしまして感謝いたします。
今日は、お手元でございます会議次第のとおり、付議事件がたくさんございますので、慎重かつ効率的な審議ができますように特段の御協力をお願いいたします。私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

3 会議録の承認

- 大宮司教育長が平成 31 年第 3 回定例会の議事録の承認を求めたところ、田村委員、大澤委員が指名され、内容に異議なく会議録に署名を行った。
続いて、平成 31 年第 4 回臨時会の議事録の承認を求めたところ、大澤委員、神島委員が指名され、内容に異議なく会議録に署名を行った。

4 教育長報告

- 大宮司教育長
続きまして、次第の 4「教育長報告」に入ります。ここで皆さんにお諮りいたします。教育長報告につきましては、特定の個人に関する情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書の規定に基づき、非公開といたしたいと思っております。

なお、非公開とする際は、出席委員の３分の２以上による議決が必要となりますが、非公開とすることに御異議ございませんでしょうか。

○委員全員

異議ありません。

○大宮司教育長

それでは、全会一致でございますので、教育長報告は非公開とさせていただきます。

（省略～非公開）

（教育長報告終了）

（暫時休憩）

５ 教育長職務代理者の指名について

- 大宮司教育長が大澤委員を教育長職務代理者に指名し、全委員の了承を得た。

６ 付議事件

< 議案第１号について >

○大宮司教育長

それでは、次に次第６の付議事件に入ります。

はじめに、議案第１号「平成３１年度那須塩原市学校給食運営方針について」を議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

【提案理由】

平成３１年度那須塩原市学校給食運営方針について、教育委員会の議決を求める。

- 資料に基づき議案の内容を説明 -

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方からの御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

はい、臼井委員どうぞ。

○臼井委員

調理場の場長は、検食を実施しておりますが、委託先の従業員も、給食を食しているのでしょうか。

○大宮司教育長

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

委託先の従業員も有料で食しております。

○大宮司教育長

はい、臼井委員どうぞ。

○臼井委員

自分たちで調理し、提供しているメニューを食することは、大変、大切な事だと思います。

○大宮司教育長

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、御意見御質問がないようですので、お諮りしたいと思います。

議案第 1 号「平成 3 1 年度那須塩原市学校給食運営方針について」は原案のとおり可決することで御異議ございませんか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

< 議案第 2 号について >

○大宮司教育長

次に議案第 2 号「那須塩原市・那須町採択地区協議会委員の指名について」を議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【提案理由】

那須塩原市・那須町採択地区協議会規約第 5 条の規定に基づき採択地区協議会の委員の指名をお願いします。

- 資料に基づき議案の内容を説明 -

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

それでは、協議会規約第 5 条第 2 項の規定に基づき、教育委員から 1 名の委員の選出をお願いしたいと思います。

委員の皆さま方からの御意見はいかがでしょう。

はい、田村委員どうぞ。

○田村委員

今年度も、わたくしが委員を担っておりますが、委員としての経験年数も重ねていることから、委員の皆さまからの御意見を伺いたく思います。

○大宮司教育長

来年度は、どのような職務内容になりますでしょうか。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

中学校は、現学習指導要領に基づいた採択の協議となりますが、小学校は新学習指導要領に基づく、採択の協議となります。

○大宮司教育長

委員の皆さまからの、御意見はいかがでしょうか。

はい、臼井委員。

○臼井委員

長年に渡る委員としての御経験を再度生かし、もう1期田村委員にお願いできたらありがたいのではないかと思います。皆さまは、当委員の御経験はございますか。

○大宮司教育長

はい、神島委員どうぞ。

○神島委員

わたくしも、当委員の職を長年、お受けいたしましたことがございます。

○大宮司教育長

はい、大澤委員どうぞ。

○大澤委員

わたくしは、当委員の職をお受けしたことがございませんので、もし御指名いただければ、力不足ではありますが、お受けいたしたいと思います。

○大宮司教育長

ただ今、大澤委員からの申し出がありましたが、皆さまいかがでしょうか。

○委員全員

大澤委員にお願いしたいと思います。

○大宮司教育長

それでは、大澤委員にお願いするということによろしいでしょうか。

○委員全員

はい。

○大宮司教育長

それでは、議案第２号「那須塩原市・那須町採択地区協議会委員の指名について」は、その委員に大澤委員を指名することといたします。

大澤委員、どうぞよろしくお願いいたします。

< 議案第３号について >

○大宮司教育長

次に議案第３号「那須塩原市公民館条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。初めに事務局から説明をさせます。

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

【提案理由】

公民館特別職副館長及び分館長の廃止に伴い、公民館運営協力委員の定数を増員することから、当該公民館運営協力委員に関し規定している那須塩原市公民館条例施行規則について所要の改正を行いたく、議決を求める。

- 資料に基づき議案の内容を説明 -

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方からの御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、御意見御質問がないようですので、お諮りしたいと思います。

議案第３号「那須塩原市公民館条例施行規則の一部改正について」は原案のとおり可決することで御異議ございませんか。

○委員全員

異議なし。

○大宮司教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

< 議案第 4 号について >

○大宮司教育長

次に、議案第 4 号「那須塩原市那須野が原博物館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の制定について」を議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

【提案理由】

那須塩原市那須野が原博物館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程を制定するもので、教育委員会の議決を求める。

- 資料に基づき議案の内容を説明 -

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方からの御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、御意見御質問がないようですので、お諮りしたいと思います。

議案第 4 号「那須塩原市那須野が原博物館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○委員全員

異議なし。

○大宮司教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

< 議案第 5 号について >

○大宮司教育長

次に、議案第 5 号「那須塩原市田舎ランド鳴内に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の制定について」を議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

【提案理由】

那須塩原市田舎ランド鳴内に勤務する職員の勤務時間等に関する規程を制定するもので、教育委員会の議決を求める。

- 資料に基づき議案の内容を説明 -

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

説明がありましたとおり、勤務体系等に基づき、規程を整備するものです。

委員の皆さま方からの御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。
いかがでしょうか。

はい、臼井委員どうぞ。

○臼井委員

質問では、ございません。田舎ランド鳴内は、休館日である月曜日が休日の場合、休日開館をし、翌日の火曜日が休館日となります。

しかしながら、先ほどの那須野が原博物館においては、休館日である月曜日が休日の場合、休日開館をしますが、翌日の火曜日も開館することになっております。

今年は、4月の下旬から5月上旬にかけて、月曜日が休日の日が2日間ございますので、休館日がない状況が続くかと思えます。運營業務に携わる職員の皆さんの勤務体系に配慮ください。

○大宮司教育長

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

お心遣い、誠にありがとうございます。

○大宮司教育長

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、お諮りしたいと思います。

議案第5号「那須塩原市田舎ランド鳴内に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○委員全員

異議なし。

○大宮司教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

< 議案第 6 号について >

○大宮司教育長

次に議案第 6 号「那須塩原市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題とします。初めに事務局から説明をさせます。

はい、スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長

【提案理由】

スポーツ基本法第 3 2 条第 2 項に基づき那須塩原市スポーツ推進委員を委嘱するため教育委員会の議決を求める。

- 資料に基づき議案の内容を説明 -

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方からの御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

はい、大澤委員。

○大澤委員

2 点伺います。1 点目は、スポーツ推進委員さんは、手当は支給されるのでしょうか。2 点目は、委員さんを見つけるのは大変かと思いますが、各委員の任期中の活動状況について伺います。

○大宮司教育長

はい、スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長

1 点目は、御協力いただいた大会ごとに、日当と旅費の支給を行っております。

2 点目については、土日だけではなく、平日にも事業を実施することもあり、平日に参加することが難しい委員もいることから、各委員の活動日数が異なっております。

○大宮司教育長

市内の地域ごとに偏りが生じないように、各地域に委員を配置しております。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、御意見御質問がないようですので、お諮りしたいと思います。

議案第 6 号「那須塩原市スポーツ推進委員の委嘱について」は原案のとおり可決することで御異議ございませんか。

○委員全員

異議なし。

○大宮司教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

<報告第1号について>

○大宮司教育長

それでは、次に報告第1号「全日本小学生ソフトテニス選手権大会補助金交付要綱の制定について」を事務局から説明をさせます。

はい、スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長

【報告理由】

那須塩原市補助金交付規則第22条の規定に基づき、全日本小学生ソフトテニス選手権大会補助金の交付に関し必要な事項を定める要綱を制定するもので教育委員会に報告する。

- 資料に基づき議案の内容を説明 -

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方からの御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

補助金については、大会ごとに要綱等を制定することになっております。

また、現在、テニスコートの整備を進めており、整備が完了いたしますと、コートが20面となり、県内有数の施設となることから、大会の誘致を推進してまいりたいと考えております。

<報告第2号について>

○大宮司教育長

次に報告第2号「那須塩原クリテリウム・那須ロードレース補助金交付要綱の一部改正について」を事務局から説明をさせます。

はい、スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長

【報告理由】

那須塩原市補助金交付規則第22条の規定に基づき、那須塩原クリテリウム・那須ロードレース補助金の交付に関し必要な事項を定める要綱を一部改正するもので、教育委員会に報告する。

- 資料に基づき報告事項の内容を説明 -

○大宮司教育長

事務局の説明が終わりました。

委員の皆さま方から御質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか

よろしいでしょうか。

○委員全員

はい。

< 報告第3号及び報告第4号について >

○大宮司教育長

それでは、次に報告第3号「区域外就学及び指定校変更について」及び報告第4号「平成30年度準要保護児童生徒の認定について」を一括して事務局から説明させます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【報告理由（報告第3号）】

申請のあった区域外就学及び指定校変更について、審査結果を教育委員会に報告する。

【報告理由（報告第4号）】

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者からありました準要保護認定の申請について、内容を審査した結果、準要保護者に認定することに決定したので、教育委員会に報告する。

- 資料に基づき報告事項の内容を説明 -

○大宮司教育長

事務局の説明が終わりました。

委員の皆さま方から御質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか

よろしいでしょうか。

○委員全員

はい。

○大宮司教育長

それでは、本日予定されました付議事件の審議は、全て終了いたしました。

以上をもちまして、平成３１年第５回教育委員会定例会を閉会といたします。